

<記入例>

(第2号様式)

手数料等減免申請書 (市収集運搬用)

(あて先) 京 都 市 長	令和 3 年 6 月 9 日
住 所 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	氏 名 御池 二郎
	電話番号 090-1234-XXXX

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第42条の規定により手数料の免除を申請します。

- 1 災害発生日 令和 3 年 5 月 5 日
 2 被災場所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

<場所の略図> (別紙でも可)

3 被災状況

<災害の区分> 火災・災害 (地震)

<被災の状況> 全壊又は全焼・半壊又は半焼・一部損壊・床上浸水

※ 一部損壊の場合は、被害状況を具体的に記載してください。

〔 屋根の瓦 (60㎡相当) が全て破損し、住宅内に浸水被害あり。
 浸水被害面積は約70㎡ 〕

※ 被害状況が分かる写真を添付してください。

延床面積 約 120 ㎡, 被災床面積 約 70 ㎡,

<住宅の構造> 木造 ・ 鉄筋造 ・ 鉄骨造

4 処分する廃棄物の品目及び数量 <裏面に記載>

5 添付書類

- 被災証明書 被災面積が分かる図面等 カラー写真

 【区役所・支所記入欄 (火災の場合のみ)】

- 【注意事項】
- 記入の前に、下記の記載要領を御確認ください。
 - ボールペンで記入してください。
 - 訂正した場合は、訂正印 (申請者の印と同一の印) を押印してください。
 - 記載内容等について、電話で確認させていただく場合があります。

- 申請日 (郵送日) を記入してください (災害の発生日から、原則6箇月以内です。)

- 申請時に居住する住所を記載してください (被災場所と一致させる必要はありません。)
- 申請者は、被災住宅に現に居住している世帯の世帯主としてください。事情により世帯主による申請ができない場合は世帯員が申請してください。また、被災された方がやむを得ず申請できない場合 (死亡等) は、申請者の親族等が代理で申請を行うことができます。
- 電話番号は日中に連絡が取れる番号を記入してください。

- り災証明書の内容と一致しているか確認してください。
- 「災害発生日」は、り災証明書の「災害の原因」の日付を記入してください。
- 「被災の状況」は、り災証明書で証明されている「り災区分」を○してください。
- 「被災床面積」は、火災の場合は、り災証明書に記載の被災面積*を記載してください。
 ※ り災証明書の被災面積が本申請書に記載する被災床面積と異なる場合等は、被災面積が分かる図面を御提出ください (例: 消火活動に伴う水損被害がある場合、水損被害面積が分かる図面を御提出ください。)
- 被害状況が分かる写真を添付してください (普通紙にカラー印刷 (白黒印刷不可) されたものでも結構です。)

<記入例>

市収集運搬 処分する廃棄物の品目及び数量

品 目	数 量
(例) 机	2
(例) 小物類	段ボール3箱

【注意事項】

- 記入の前に、下記の記載要領を御確認ください。
- ボールペンで記入してください。
- 訂正した場合は、訂正印（申請者の印と同一の印）を押印してください。
- 記載内容等について、電話で確認させていただく場合があります。

- 市が収集運搬できるものは、家財道具に限ります。
- 被災住宅を構成する壁や柱などの廃材は収集できませんので、御注意ください。
- 収集品目等を決定するため、事前に現地調査を実施します。
- 災害跡に直接入っての収集はできません。車両が進入可能なところまで、ごみを排出してください。
- 特定家庭用機器再商品化法指定機器（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン）及びパソコンについては、リサイクルできない損傷品の場合のみ、排出することができます。

- 小物類等の小さなごみは、段ボールや袋等にまとめて出してください。

<品目及び数量を記載する際の注意事項>

- ・ 特定家庭用機器再商品化法指定機器（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン）及びパソコンについては、リサイクルできない損傷品の場合のみ、排出することができます。
- ・ 生活用具などの小物類については、段ボール箱又はごみ袋に入れて排出していただく必要があります。品目及び数量の欄には、段ボール箱又はごみ袋の大きさ及び個数を記入してください。